

事業者の皆さまへ

個人住民税は特別徴収で納めましょう！

～ 県と市町村が共同で働き掛け～

個人住民税は、県と市町村の行政サービスを支える貴重な財源です。平成19年度に国（所得税）から地方（個人住民税）へ税源移譲があり、個人住民税の税収は大幅に増加しました。

県では個人住民税の徴収確保を図るため、市町村と一丸となって様々な徴収対策に取り組んでいます。その一環として、個人住民税の特別徴収の推進のため、県と市町村の職員が共同で特別徴収を実施していない事業所に対して訪問や文書により特別徴収への切替えをお願いしています。特別徴収を実施されていない事業者の方は、是非、御理解・御協力をお願いいたします。

個人住民税の特別徴収制度とは？

従業員に給与を支払っている事業者が、所得税の源泉徴収と同様に個人住民税（市町村民税＋県民税）の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を徴収（天引き）し、従業員の住所地の市町村に納入していただく制度です。

所得税の源泉徴収義務のある事業者の方は、地方税法第321条の4の規定により、個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

特別徴収 Q & A

Q 個人住民税の特別徴収は新しい制度なのですか？

A 個人住民税の特別徴収義務は、従来から地方税法に規定されていますが、所得税の源泉徴収と比較すれば、まだ未実施の事業所もあります。

Q 従業員が少なく、事務の手間が増えるのではないのですか？

A 従業員が多い少ないにかかわらず、地方税法第321条の4の規定により、原則として、所得税を源泉徴収する義務のある事業者は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないとされています。

なお、個人住民税の税額は、所得税のように事業者が計算する必要はなく、市町村が計算し毎年5月に事業者の方に通知します。事業者の方は通知された額を毎月天引きして、市町村から送付される納入書で翌月10日までに金融機関で納めていただくものであり、年末調整も必要ありませんので、事業者の手間はかかりません。

Q 特別徴収にはどういうメリットがあるのですか？

A 特別徴収は従業員の方の納税の便宜を図る目的があることから、従業員の方には、「納期ごとに個人で金融機関に出向く必要がない」、「納め忘れがない」、「納期が年12回となり、普通徴収の年4回に比べて1回当たりの納税額が少なくなる。」といったメリットがあります。

Q 特別徴収を始める場合、どうすればいいのですか？

A 毎年1月31日までに提出していただく給与支払報告書(総括表)の余白に朱書きで「特別徴収へ切替」と記載して、各市町村に御提出してください(市町村によって異なる場合があります。)

詳細については、各市町村の住民税担当課にお問い合わせください。